

阿原公民館利用内規

(利用内規制定の目的)

第1条 施設利用者が円滑に利用できるようにするとともに、施設の適切な維持管理を図るため、公民館利用の範囲、利用手続き等を定めることを目的とする。

(公民館の管理責任者)

第2条 公民館長を管理責任者とする。公民館長が不在の時は、別に指定した者が代行する。

(公民館を利用できるもの)

第3条 公民館を利用できる者は、原則として阿原地域内居住者及び第4条第4項に該当する者に限る。

但し、阿原地域以外の者は、規定の5割増し料金を支払って利用することができる。

(利用できる範囲)

第4条 公民館を利用できる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 阿原ブロックの活動
- (2) コミュニティ推進協議会の活動
- (3) 阿原地域の公共的団体の活動
- (4) 清須市役所関係（社会福祉法人清須市社会福祉協議会を含む。以下同じ）の活動
- (5) 各種趣味の団体の活動や学習会、実習、会合等
- (6) 阿原地域内の居住者の通夜・葬儀
- (7) 阿原地域内居住者以外の者の公的、私的活動

(利用できない範囲)

第5条 公民館を利用できない範囲は、次のとおりとする。

- (1) 私的営業活動
- (2) 公序良俗に反する活動
- (3) 公民館運営上支障があると認められる活動

(利用の優先順序)

第6条 利用の優先順序を次のとおり定める。

- 1位 阿原ブロックの活動・コミュニティ推進協議会の活動・清須市役所関係の活動
- 2位 阿原地域居住者の葬儀
- 3位 各種趣味団体の活動や学習会、実習、会合等
- 4位 阿原地域内居住者以外の者の公的、私的活動

(利用優先順位の運用)

第7条 利用優先順位の運用は、既に利用者の承認を得ていても、前条の定めにより上位の者が利用する時には、管理責任者は、利用日や利用施設の変更又は利用取り消しを行うことができるものとする。

2 3, 4 位者については、特別の理由がない限り、申し込みの早いものを優先する。

(緊急時の優先利用)

第8条 災害等公共的活動のため緊急に使用する必要があるときは、管理責任者の判断により、第6条の規定にかかわらず最優先で利用することができる。

(利用手続き)

第9条 公民館を利用しようとする者(2を除く)は、利用日の6か月前の月の1日から前日までに、「利用許可申請書」に利用料金を添えて管理責任者に提出し、利用許可を得るものとする。ただし、ブロック役員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 葬儀に利用したい者より申し出があった場合、利用許可ができる場合は、「利用許可申請書」を交付する。

「利用許可申請書」の交付を受けた者は、必要事項を記載のうえ、利用料金を添えて管理責任者に提出し、利用許可を得るものとする。

(利用料金)

第10条 利用料金は次のとおりとする。

使用料 及び時間 利用区分		利用料金			
		午前9時 から 午後1時 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後5時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
1階	大会議室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円
	小会議室	500円	500円	500円	500円
2階	和室	500円	500円	500円	500円

(注) 1 阿原コミュニティ推進協議会、寿会、子ども会等公共的団体活動、清須市役所関係の活動、その他公的活動の利用は、利用料金を免除する。
2 阿原居住者の通夜・葬儀の利用については、それぞれ全館1日当たり20,000円とする。
3 お茶葉等接待用食品類は、利用者が持参する。

(一般利用者の心得)

第11条 一般利用者の心得は、次のとおりとする。

- (1) 公民館施設は、汚したり壊したりしないよう大切に使用すること。
- (2) 食器等什器類は、破損しないよう丁寧に扱うこと。
- (3) 施設終了時には清掃・後片付けを行い、使用前の状態にし、ごみ等は必ず持ち帰ること。また、電気、ガス、水道、冷暖房設備はスイッチオフを確認すること。
- (4) 施設使用時に施設、什器等に重大な損傷が生じた場合は、速やかに管理責任者に申し出ること。
- (5) 管理責任者は、損害状況を把握し実費を請求することができる。

(葬儀利用者の心得)

第12条 葬儀で使用する者は、前条に定めるほか、次の事項を順守すること。

- (1) 使用時には、管理責任者の現地立会いを受け、使用説明を受けること。また、使用終了時には、同じく事後確認を受けること。
- (2) 使用終了に際しては、館内外の清掃をし、葬儀で発生したゴミは必ず持ち帰ること。

(鍵の管理)

第13条 公民館の利用者は、鍵を借り、返却するものとする。

(「利用許可申請書」の配布場所)

第14条 「利用許可申請書」は、管理責任者宅、阿原公民館で配布する。

(その他)

第15条 この内規に定めのない事項は、その都度役員会議で協議して定める。
なお、緊急やむを得ない場合は、管理責任者の判断による。

附 則

内規の効力

- 1 この内規は平成13年9月1日から効力を有する。
- 2 本内規制定により、これまで阿原公民館利用に関する定めのうち、本内規に抵触する部分は、その効力を失う。

附 則

- 1 この内規は、平成24年1月1日より施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年8月1日より施行する。